

日本カトリック看護協会規約

第1章 総則

第1条 本会は日本カトリック看護協会 Japan Catholic Nurses Association(JCNA)と称する。(以下、本会という)

第2条 本会は日本カトリック司教協議会公認のカトリック職能団体として、キリストの福音宣教の使命に参加する。

第3条 本会には、本部および支部に顧問司祭を置く。

本部所在地は、会長所属の小教区所在地もしくは会長居住地とする。

第2章 本会の目的と活動

第4条 本会はキリストの福音の精神に基づき、会員の靈性及び学術向上と相互の親睦を図り、社会の保健医療福祉の進歩に貢献することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するためつぎの活動を行う。

- 1 全国大会、研修会、黙想会などの開催
- 2 機関紙の発行
- 3 出版、メディア等を活用した情報発信
- 4 保健医療福祉への貢献
- 5 国内外の関連諸組織との連携
- 6 その他本会の目的遂行に有益と思われるもの

第6条 本会は次の組織に加盟し、その活動に参加する。

1 日本カトリック医療団体協議会(日本カトリック医療施設協会、日本カトリック医師会、日本カトリック看護協会の3団体により構成)

2 国際医療従事者協議会 (CICIAMS)

(Comite International Catholiques Infirmieres et Assistantes Medico Sociales)

第3章 会員

第7条 本会の会員はカトリック信者およびカトリックに理解を持つ次のものとする。

1 正会員: 保健医療福祉従事者並びに本会が認める者で、所定の手続きを経た個人をいう。

2 準会員: 保健医療福祉またはそれに関連する課程を履修している学生(学生準会員と称する)および高齢・病気により祈りをもって本会に奉仕するもので、所定の入会手続きを経た個人をいう。

第8条 本会の会員として入会しようとする者は、次の手続きを行わなければならない。

1 所定の入会手続きにより当該年度の会費を添えて申し込む。

2 学生準会員の場合は、上記に加え在学の証明を提出する。

第9条 会員の資格は、本会が入会を承認した日の翌日から認められる。

第10条 会員は別に定めた会費を納入しなければならない。

第11条 会員は、入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には速やかに所属支部に届け出るものとする。

第12条 会員は、別に定める退会届を所属支部に提出して任意に退会することができる。

第13条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1 年会費を2年納入しなかったとき。

2 当該会員である個人が死亡したとき。

第4章 会の組織及び役員

第14条 本会は、本部および支部をもって組織する。

第15条 本部と支部は互いに連携をし、本会の目的遂行に向けて活動を行う。

第16条 本部は次の役員をもって構成する。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 1名
- 3 広報 1名
- 4 財務 1名
- 5 その他 若干名
- 6 会長より委嘱された者

第17条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は総会の決議により選出される。
- 2 副会長、広報、財務その他の役員は、会長の任命権による。

第18条 会長の任期は3年とし、再選を妨げない。

第19条 副会長、広報、財務の任期は2年とし再選を妨げない。

第20条 本部役員職務権限は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 広報は機関紙やニュースの発行および公式サイトに関する諸務を行う。
- 4 財務は現金出納を行うと共に会員の名簿を作成する。
- 5 記録管理および庶務、支部との情報連絡などの事務局用務は、本部役員会が担う。
- 6 本会は、日本カトリック司教団の担当司教を顧問とし、本部役員は助言を受ける。

第21条 第6条に定める団体との活動経費は本部とする。

第22条 各司教区に支部をおく。

第23条 各支部には次の役員をおく。

- 1 支部長 1名 支部長はその所掌する支部に関する業務を行う。
- 2 支部役員 若干名 支部役員は支部長を補佐し支部諸務を行う。

第24条 支部役員はその支部に所属する会員のうちから選出する。

第25条 支部は支部事務局をおく。支部事務局の場所は別に定める。

第5章 顧問司祭

第26条 顧問司祭は、会の目的や運営に関連した相談を受け、助言を行う。

- 1 顧問司祭の選任は、会長が担当司教（支部においては教区長）に任命を依頼する。
- 2 顧問司祭の任期は5年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 顧問司祭の任期内に異動がある場合は、そのつど教区長と相談する。

第6章 会議、および大会、研修会

第27条 本会に次の会をおく。

- 1 総会
- 2 本部役員会
- 3 支部役員会

第28条 総会は毎年1回開催する。但し会長または支部長の過半数が必要と認めたときは、会長は、臨時に総会を開催しなければならない。

第29条 総会は次の役員をもって構成し、議長は出席正会員の中から選出する。

- 1 会長
- 2 副会長および本部役員
- 3 支部長または支部長代理者
- 4 本部および支部顧問司祭

第30条 総会における議決権は正会員のみとし、本部1個、各支部長または支部長代理者1名につき1個とする。但し、議長は議決に加わることができない。

第31条 総会は役員数の過半数をもって成立する。

第32条 総会は次の事項について決議する。

- 1 会費の額
- 2 活動方針
- 3 事業計画および収支予算
- 4 事業報告および収支決算
- 5 規約の変更
- 6 本部役員を選任 または解任
- 7 その他、会長が必要と認めた事項

第33条 総会の決議は、議決権者の過半数を以って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委任)

第34条 やむを得ない理由のため総会に出席できない役員は、他の役員を代理人として評決を委任することができる。この場合、表決を委任した者は出席したものとみなす。

(議事録)

第35条 総会の議事については、書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、備えおかななければならない。

第36条 本部役員会は、定期的に開催する。次のメンバーをもって構成し、会長がその議長となる。

- 1 会長
- 2 副会長および本部役員
- 3 本部顧問司祭
- 4 その他会長が必要と認めた者

第37条 支部役員会は定期的に開催する。次のメンバーをもって構成し、支部長がその議長となる。

- 1 支部長
- 2 支部役員
- 3 支部顧問司祭
- 4 その他支部長が必要と認めた者

第38条 全国大会または研修会は原則として毎年1回開催する

第7章 資産および会計

第39条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

- 1 本会の資産は会長がこれを管理する。
- 2 資産のうち現金は確実に銀行に預入して管理する。

第40条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第41条 本会の会計は年に一度総会に提出し承認を得なければならない。

第42条 正会員の本部年会費は4,000円、準会員の本部会費は2,000円とし、所属支部を經由し本会に納入する。

第8章 会の設立、規約の承認、改正および解散

第43条 本会の設立年月日は1957年5月3日とする。

第44条 本規約は1957年5月3日の総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て発効する。

第45条 規約の改正は、本部役員会の審議を経て総会において議決権者の3分の2以上の賛成を得て行われる。

第9章 補則

第46条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、本部役員会の決議に

より別に定める。

第10章 附則

本規約は 1957 年 5 月 3 日から施行する。

本規約は 1960 年 11 月 4 日から施行する。

本規約は 1966 年 5 月 3 日から施行する。

本規約は 1968 年 2 月 18 日から施行する。

本規約は 1976 年 10 月 9 日から施行する。

本規約は 1987 年 5 月 9 日 から施行する。

本規約は 2001 年 5 月 12 日から施行する。

本規約は 2010 年 5 月 15 日から施行する。

本規約は 2010 年 10 月 29 日から施行する。

本規約は 2012 年 9 月 1 日から施行する。

本規約は 2016 年 9 月 16 日から施行する。(17 条の改正)

本規約は 2019 年 8 月 1 日から施行する。(21 条、26 条、40 条、46 条の改正)

本規約は、2023 年 8 月 29 日から施行する。(3 条、16-17 条、19-21 条の改正)

本規約は、2024 年 5 月 12 日から施行する。(7 条、8 条、20 条、26 条の改正)